

新潟市防災行政無線の更新整備事業について

1 防災行政無線とは

防災行政無線は、災害時に市から緊急情報を迅速にお知らせするための仕組みです。
屋外スピーカーや戸別受信機などを通じて、市民の皆さまへ必要な情報を確実に届ける役割を担っています。

2 現在の仕組み及び更新について

市内では、沿岸部及び合併前より整備されている地域に約200か所以上の屋外スピーカーを設置し、緊急情報を放送しています。
また、合併前より整備されている地域の一部には、戸別受信機を配布し、各家庭でも緊急情報を受信できる体制を整えています。
現在使用している無線設備については、機器の生産終了により修理が困難になることに加え、一部地域における電波サービスの終了も生じることから、令和8年度から10年度にかけて無線設備の更新を予定しています。

現在の仕組み

● 津波対策用に沿岸部に設置

国から割り当てられた、
**市専用の電波を利用
(60MHz防災無線)**



※防災目的の情報発信のみ 屋外スピーカー

● 合併前より整備されている地域に設置（南区、西蒲区）

民間が運営する
電波サービスを利用（MCA無線）



※民間の電波のため、
防災以外のコミュニティ放送も可能

屋外スピーカー 戸別受信機

【戸別受信機の配布地域】

南区：味方、月潟地区
西蒲区：岩室、湯東、中之口地区

全て市専用の電波に統一します。

更新後

● 機器の更新

一部機器の生産終了及び機器の経年劣化に伴い、設備を更新します。

● 市専用の電波に更新

民間の電波サービス終了に伴い、情報発信が出来なくなるため、屋外スピーカーによる緊急情報発信が継続できるよう整備更新を行います。

● 子局の削減

必要箇所を精査

3 南区の更新内容

**令和11年5月末
民間の電波サービス終了**
情報配信が出来なくなる



※南区の無線を市専用の電波に更新することで
屋外スピーカーは継続して利用することが出来ます。

更新内容

機器の更新	音域が重なる箇所の無線を削減
 <p>電波の方式に係る装置や老朽化した機器を交換し、災害時の安定性を向上させます。</p>	 <p>-6局 白根地区:5局 味方地区:1</p> <p>放送が聞き取りにくい原因となる重複地域を整理し、より聞き取りやすい環境を整えます。</p>

“南区の皆様へのお願い”

防災行政無線の更新により、津波対策を含めた設備の強化を進め、災害時に確実に情報をお届けできる体制を整えてまいります。

一方、現在使用中の戸別受信機やコミュニティ放送は、設備更新により、令和10年度に利用できなくなります。各家庭での情報入手には、市のメール配信サービスやSNSなどをご活用ください。

また、スマートフォンをお持ちでない方への情報提供についても、今後取組を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

災害時の情報発信 新潟市



災害時に情報を入手できる媒体の一覧は、新潟市ホームページからご確認ください。